

議案第11号

令和7年度琴浦町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度琴浦町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度琴浦町水道事業会計予算第5条に定めた企業債の利率を次のように改める。

（単位：千円）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	529,000	証書借入	3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により措置期間及び償還期限を短縮、延長もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	10.0%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
過疎対策事業債	28,400	証書借入	3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により措置期間及び償還期限を短縮、延長もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	10.0%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
計	557,400				補正前に同じ			

令和 8 年 3 月 4 日

提出

琴 浦 町 長

福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長

前 田 智 章